井原市地域生活支援拠点事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針（平成１８年厚生労働省告示第３９５号）に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の障害の重度化、高齢化や「親亡き後」に備え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、地域生活支援の拠点等（以下「地域生活支援拠点等」という。）の整備を促進し、もって障害者等の生活を地域全体で支えるサービスの提供を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）において使用する用語の例による。

２　この要綱において「地域生活支援拠点等」とは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成２９年７月７日障障発第０７０７第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知）において示された、地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制をいう。

（地域生活支援拠点等の機能）

第３条　地域生活支援拠点等は、次に掲げる機能を整備し、及びその充実を図るものとする。

(1)　相談　緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

(2)　緊急時の受け入れ・対応　短期入所を活用した常時の緊急受入態勢等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3)　体験の機会・場　地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害　福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4)　専門的人材の確保・養成　医療的ケアが必要な障害者等、行動障害を有する障害者等及び高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5)　地域の体制づくり　コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

２　市は、前項に規定する機能の全部又は一部を地域において担う事業（以下「拠点事業」という。）を実施する事業所を地域生活支援拠点等事業所として登録し、及び登録を促進することにより、各機能の充実を図るものとする。

（対象者）

第４条　拠点事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

　(1)　本市に住所を有する障害者等

　(2)　本市が援護の実施主体となる障害者等

　(3)　その他市長が特に必要と認めた者

（地域生活支援拠点等事業所の登録）

第５条　拠点事業を実施する事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７７号）第６条に規定する運営規程において、登録しようとする事業所を地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として規定の上、井原市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1)　運営規程の変更届出書の写し

(2)　変更後の運営規程の写し

(3)　次項各号のいずれかに該当することを証する書類の写し

２　前項の事業者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1)　障害者総合支援法第３６条第１項に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定又は障害者総合支援法第３８条第１項に基づく指定障害者支援施設の指定を受けていること。

(2)　児童福祉法第２１条の５の１５第１項に基づく指定障害児通所支援事業者の指定又は同法第２４条の９第１項に基づく指定障害児入所施設の指定を受けていること。

(3)　障害者総合支援法第５１条の２０第１項に基づく指定特定相談支援事業者の指定又は児童福祉法第２４条の２８第１項に基づく指定障害児相談支援事業者の指定を受けていること。

３　市長は、第１項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該事業所を地域生活支援拠点等事業所として登録を行い、井原市地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

４　市長は、前項の規定により地域生活支援拠点等事業所の登録を行った事業者（以下「登録事業者」という。）について、井原市地域生活支援生活拠点等事業所登録名簿（様式第３号）に申請にあった内容を記載し、公表するものとする。

（登録内容の変更）

第６条　登録事業者は、登録事業所の登録の内容に変更が生じたときは、速やかに、井原市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（様式第４号）により市長に届け出なければならない。

（事業の廃止、休止又は再開）

第７条　登録事業者は、事業を廃止し、又は休止するときはその３月前に、事業を再開したときはその後１０日以内に、井原市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書（様式第５号）により市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第８条　市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

(1)　正当な理由がなく事業の全部又は一部を行わなかったとき。

(2)　提出書類に虚偽の記載があったとき。

(3)　前２号に定めるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

（遵守事項）

第９号　拠点事業の業務に従事する者は、正当な理由なしに職務上知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

（報告等）

第１０条　市長は、必要があると認めるときは、登録事業所に対し、事業の実施状況に関する報告を求め、又は調査を行うことができる。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。